

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年五月十七日

東京圏国家戦略特別区域会議

### 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画特定街区八重洲二丁目南特定街区

当該事項を定める土地の区域

東京都中央区八重洲二丁目地内

### 二 縦覧場所

中央区都市整備部都市計画課（中央区役所本庁舎五階）

### 三 縦覧期間 公告の日から二週間

### 四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号

中央区都市整備部都市計画課